

豊明市生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもに対する学習等支援事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、生活困窮世帯(生活保護受給世帯又は準要保護世帯)やひとり親家庭等(児童扶養手当受給世帯)の小中学生に対して、学習習慣の定着及び学力向上、社会性の育成等のため、子どもの状況に寄り添った学習等支援事業を実施する委託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1)業務名

豊明市生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもに対する学習等支援事業業務

(2)業務内容

別紙「豊明市生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもに対する学習等支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3)業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 予算額

業務委託料の上限額は 11,463,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

令和6年1月24日(水) 公募開始
令和6年1月31日(水) 質疑受付締切
令和6年2月 2日(金) 質疑に対する回答予定
令和6年2月 7日(水) 参加申込書等の提出締切
令和6年2月21日(水) プレゼンテーション審査

6. 参加資格

(1)プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ①事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できること。
- ②事業の趣旨を十分に理解していること。
- ③事業を健全に遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。

④子どもに対する学習等の支援又は相談支援の実績があること。

⑤個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じていること。

⑥次のいずれにも該当しない者であること。

ア 社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

イ 豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に定める暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

ウ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 役員のうちにアからカまでのいずれかに該当する者を含む者

ク アからキまでに掲げる者のほか、その行った事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して関係法令の違反その他の不適切な行為をした等の理由により、事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2)本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類(発行が提出日の前3か月以内のもの。)を提出し、確認を受けなければならない。なお、市の豊明市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者又は豊明市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、提出書類を省略することができる。

①法人にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)

②個人にあつては、身分証明書

③法人にあつては、国税(法人税及び消費税)、地方税の納税証明書(直近3年間の税に未納がないことが確認できること。)

④個人にあつては、国税(所得税及び消費税)、地方税の納税証明書(直近3年間の税に未納がないことが確認できること。)

(3)参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. 説明会

説明会は行わない。

8. 質疑・応答

- (1)提出方法 電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
(様式は任意。メールの件名は「プロポーザル質問」とすること。)
- (2)提出期限 令和6年1月31日(水)午後5時まで
- (3)提出場所 豊明市健康福祉部子育て支援課 E-mail:koshien@city.toyoake.lg.jp
- (4)回答方法 令和6年2月2日(金)に本市ホームページ上にて回答を公開する。

9. 参加申込の手続き

(1)提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び豊明市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ①プロポーザル参加申込書(様式1)・・・1部
- ②プロポーザル参加資格誓約書(様式2)・・・1部
- ③委託業務実績書(様式3)・・・1部
- ④企画提案書・・・正本1部(要押印)・副本10部(押印不要)とする。

企画提案書には業務委託実施にあたっての基本理念、運営方針、実施計画、業務体制(スタッフ数等)、危機管理(個人情報の管理体制、トラブルへの対応等)について記載すること。

⑤会社概要書・・・11部

様式は問わないが、会社の規模や業務内容等について記載すること。

※ 企画提案書等は全てA4縦判(A3の折込みも可)横書きで統一し、左2点綴じすること。

なお、既存の会社パンフレット等は、これ以外の様式も可とする。

⑥参考見積書・・・1部(要押印、要封緘)

参考見積書は、別添「豊明市生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもに対する学習等支援事業業務委託仕様書」により作成することとし、任意の書式とするが消費税を含めた全体の金額を明記すること。

(2)提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(3)提出期日

令和6年2月7日(水)午後5時まで

(4)提出先

豊明市健康福祉部子育て支援課

10. 審査及び選定

プレゼンテーション審査は以下のとおりとする。ただし、参加申込多数の場合は、書類選考を実施し、プレゼンテーション審査を受けることができる事業者を選定する場合がある。

(1)日時

令和6年2月21日(水) ※時間については追って連絡する。

(2)会場

豊明市役所 新館3階 教育委員会会議室

(3)選定方法

プレゼンテーション審査は非公開で行うものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行う。全ての委員の各評価点を合計した点数の最も高い事業者を受託候補事業者とし、次点の事業者を次点受託候補事業者として選定する。提案者が1者の場合、総得点があらかじめ設定した最低基準点以上であれば受託候補事業者とする。ただし、総得点が最低基準点未満の参加事業者は、契約候補から除外する。選定結果は1週間以内に文書により通知し、本市ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

11. 留意事項

(1)提出資料の取扱い

- ①提出された書類は、全て返却しない。
- ②提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- ③提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ⑤企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(2)情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、豊明市情報公開条例(平成13年豊明市条例第29号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3)言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4)費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を豊明市に請求することはできない。

(5)参加辞退の場合

プロポーザル参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を豊明市健康福祉部子育て支援課に提出すること。

(6)失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格を満たしていない場合

- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③本要領で示された、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合

(7)著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)をすることができるものとする。

(8)異議申立て

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12. その他

- (1)プレゼンテーションの時間は1提案事業者当たり50分以内(提案30分、質疑は20分を基本)とし、準備・後始末は別に5分程度とする。
- (2)説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- (3)出席者は1提案事業者当たり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当者であること。
- (4)プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。

13. 問合せ先

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市健康福祉部子育て支援課 担当:若井
TEL0562-85-3950/FAX0562-92-1141
E-mail:koshien@city.toyoake.lg.jp

豊明市健康福祉部地域福祉課 担当:酒井
TEL0562-92-1119/FAX0562-92-1141
E-mail:chifuku@city.toyoake.lg.jp